

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A

〔 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 〕

令和2年12月15日
山梨県福祉保健部健康長寿推進課

目 次

1 共通 (p3~p4)

<対象となるサービス、事業所・施設の範囲>

- Q1 新規事業所について
①交付申請時点で指定等を受けている必要がありますか。
②事業開始前に購入等したものは対象となりますか。
- Q2 休止事業所、廃止事業所は対象となりますか。
- Q3 みなし指定を受けている医療機関は対象となりますか。
- Q4 訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の経費でなければ、介護分、医療分の両方の支援金を申請できるということですか。
- Q5 基準該当サービス、離島相当サービスは対象となりますか。
- Q6 現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設は対象となりますか。
- Q7 介護予防・日常生活支援総合事業は対象となりますか。
- Q8 介護予防・日常生活支援総合事業の指定サービスとは何を指していますか。
- Q9 地域密着型通所介護事業所と、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型の両方の指定を受けている場合、申請するサービス種類は何になりますか。
- Q10 地域包括支援センターは対象となりますか。対象となる場合、申請するサービス種類は何になりますか。
- Q11 訪問介護のサテライト事業所は、1つの事業所としてカウントできますか。

<対象期間>

- Q12 対象期間はいつからいつまでですか。
- Q13 3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となりますか。
- Q14 発注した物品が令和3年3月31日以降に納品される見込みですが、申請できますか。

<他の補助金との併用>

- Q15 他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることは可能ですか。

<申請書類>

- Q16 領収書は、原本を提出するのですか。
- Q17 振込により経費を支払い、領収書が発行されない場合は、何を提出すればいいですか。

2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (p5~p6)

<対象経費>

- Q3 対象経費の例の「g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」とは、具体的にどのような経費ですか。
- Q4 対象経費の例の「g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」について、雇用保険料、社会保険料は対象となりますか。

- Q5 対象経費の例の「k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く。）」について、次の費用は対象となりますか。
①オンライン面会に活用するタブレット等の購入費用
②感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るため活用するタブレット等の購入費用
③併せてWi-Fi整備を行う場合の工事費
- Q6 対象経費の例の「k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く。）」について、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外ということですか。
- Q7 対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割費用が対象となりますか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。
- Q8 新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものは対象となりますか。
- Q9 入所者又は介護従事者等について、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費でPCR検査等を実施した場合の検査費用は対象となりますか。
- Q10 対象経費の例の「o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費」とは、具体的にどのような経費ですか。
- Q11 経費を複数の事業所で按分する場合の按分比率は、どのように決めればいいですか。

<併設事業所、みなし指定事業所>

- Q12 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所を運営している場合、両方について申請できますか。
- Q13 介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、両方について申請できますか。
- Q14 1つの診療所において、通所リハ、訪問看護及び訪問リハを実施している場合、サービス種別ごとに上限額（通所リハ分939千円＋訪問看護分518千円＋訪問リハ分227千円＝1684千円）まで申請することは可能ですか。

3 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（p7）

<対象経費>

- Q1 自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、介護サービス提供支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請することは可能ですか。
- Q2 1つの経費について、複数の事業所に按分して申請することは可能ですか。
- Q3 対象経費の例の「c 換気設備」には、換気ができるエアコン等も対象となりますか。

| 1 共通 | | |
|---------------------|---|--|
| 質問 | | 回答 |
| 対象となるサービス、事業所・施設の範囲 | | |
| Q1 | 新規事業所について ①交付申請時点で指定等を受けている必要がありますか。 ②事業開始前に購入等したものは対象となりますか。 | A1 ①交付申請時点で、指定等を受けている必要があります。 ②事業開始前に新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、対象となります。（ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに購入等したものに限りません。） |
| Q2 | 休止事業所、廃止事業所は対象となりますか。 | A2 現に休止しているが、令和2年1月15日以降に介護報酬の請求実績があるものは対象となります。 交付決定時点で廃止している事業所は、対象なりません。 |
| Q3 | みなし指定を受けている医療機関は対象となりますか。 | A3 みなし指定を受けている医療機関（以下「みなし指定事業所」という。）は、 <u>令和2年1月15日以降に介護報酬の請求実績がある事業所が対象となります。</u> |
| Q4 | 訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所ともなっており、同一の経費でなければ、介護分、医療分の両方の支援金を申請できるということですか。 | A4 お見込みのとおりです。 なお、 <u>1つの経費について、介護分の補助上限額と医療分の補助上限額を合算して申請することはできません。</u> |
| Q5 | 基準該当サービス、離島相当サービスは対象となりますか。 | A5 いずれも対象となります。 |
| Q6 | 現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設は対象となりますか。 | A6 <u>届出が出されている有料老人ホームが対象となります。</u> |
| Q7 | 介護予防・日常生活支援総合事業は対象となりますか。 | A7 <u>介護予防・日常生活支援総合事業のうち指定サービス及び介護予防ケアマネジメントのみ対象となります。</u> 通所型は「通所介護事業所（通常規模型）」と、訪問型は「訪問介護事業所」と、介護予防ケアマネジメントは「居宅介護支援事業所」と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱います。 |
| Q8 | 介護予防・日常生活支援総合事業の指定サービスとは何を指していますか。 | A8 市町村が事業所指定している事業所を指しています。 |
| Q9 | 地域密着型通所介護事業所と、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型の両方の指定を受けている場合、申請するサービス種類は何になりますか。 | A9 「地域密着型通所介護事業所」と申請してください。 |
| Q10 | 地域包括支援センターは対象となりますか。対象となる場合、申請するサービス種類は何になりますか。 | A10 対象となります。申請するサービス種類は「居宅介護支援事業所」となります。 |
| Q11 | 訪問介護のサテライト事業所は、1つの事業所としてカウントできますか。 | A11 訪問介護事業所等の出張所（いわゆる「サテライト事業所」）は、本体の事業所と一体のものとなりますので、1つの事業所としてカウントできません。 |

| 1 共通 | | |
|-----------|--|---|
| 質問 | | 回答 |
| 対象期間 | | |
| Q12 | 対象期間はいつからいつまでですか。 | A12 対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。 ただし、 <u>申請日までに支出済み（前払い含む）の経費が対象となります。</u> |
| Q13 | 3月までに購入したものであっても、4月以降の感染症対策に使用したものであれば対象となりますか。 | A13 令和2年4月1日以降に購入（発注）したものが対象となります。 |
| Q14 | 発注した物品が令和3年3月31日以降に納品される見込みですが、申請できますか。 | A14 申請様式の事業実施計画書（様式2）に記載していただく事業内容は、令和3年3月31日までに完了している（物品については納品されている、工事については完成している）必要があります。 |
| 他の補助金との併用 | | |
| Q15 | 他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てることは可能ですか。 | A15 他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることはできません。 |
| 申請書類 | | |
| Q16 | 領収書は、原本を提出するのですか。 | A16 領収書の <u>コピー</u> を提出してください。また、電子ファイル（PDF等）での提出も可能です。 |
| Q17 | 振込により経費を支払い、領収書が発行されない場合は、何を提出すればいいですか。 | A17 金融機関の窓口またはATMでの振込の場合は、振込の控え（払込取扱票、利用明細票等）を添付してください。 インターネットバンキングでの振込の場合は、振込履歴画面を印刷したものまたは通帳のコピーを添付してください。 なお、 <u>上記書類では支払いの対象経費の内容が不明であるため、併せて請求書、納品書等を提出してください。</u> |

| 2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | | |
|-----------------------------|---|--|
| 質問 | | 回答 |
| 対象経費 | | |
| Q1 | かかり増し経費とは、どのような経費ですか。 | A1 新型コロナウイルス感染症への準備・対応が無ければ発生しなかった費用が対象となります。 |
| Q2 | 老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、経費はかかり増しとして扱うことができますか。 | A2 新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象となります。 |
| Q3 | 対象経費の例の「g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」とは、具体的にどのような経費ですか。 | A3 例えば、新型コロナウイルス感染症への対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。 なお、令和2年1月15日以降に追加的に雇用した職員に係る経費が対象となります。職種に限定はありません。 |
| Q4 | 対象経費の例の「g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」について、雇用保険料、社会保険料は対象となりますか。 | A4 対象となります。 |
| Q5 | 対象経費の例の「k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く。）」について、次の費用は対象となりますか。 ①オンライン面会に活用するタブレット等の購入費用 ②感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るため活用するタブレット等の購入費用 ③併せてWi-Fi整備を行う場合の工事費 | A5 ①、②、③のいずれも対象となります。 |
| Q6 | 対象経費の例の「k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く。）」について、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外ということですか。 | A6 お見込みのとおりです。 |
| Q7 | 対象経費のリース費用は、令和3年3月末までの月割費用が対象となりますか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。 | A7 令和3年3月末までの月割費用が対象となります。 |
| Q8 | 新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものは対象となりますか。 | A8 対象となります。 ただし、目的が特定の感染症に限定されるものは対象となりません。（例：インフルエンザ予防接種費用） |
| Q9 | 入所者又は介護従事者等について、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費でPCR検査等を実施した場合の検査費用は対象となりますか。 | A9 対象となります。 【参考】令和2年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」 |
| Q10 | 対象経費の例の「o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費」とは、具体的にどのような経費ですか。 | A10 新型コロナウイルス感染症が発生した際に医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われる場合の通信費を想定しています。 |

| 2 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 | | | |
|-----------------------------|--|-----|---|
| Q11 | 経費を複数の事業所で按分する場合の按分比率は、どのように決めればいいですか。 | A11 | 按分比率は、任意です。 |
| 併設事業所、みなし指定事業所 | | | |
| Q12 | 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所を運営している場合、両方について申請できますか。 | A12 | <p>介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の両方について、申請できます。この場合の申請上限額は、次のとおりとなります。</p> <p>(1)短期入所生活介護事業所が【併設型】の場合 ① 本体施設分→本体施設の定員×基準単価（38千円） ② 短期入所施設分（併設型）→短期入所施設の定員×基準単価（44千円）</p> <p>(2)短期入所生活介護事業所が【空床型】の場合 ① 本体施設分→本体施設の定員×基準単価（38千円） ② 短期入所施設分（空床型）→前年度の1月あたりの平均利用者数（小数点以下切り上げ）の定員×基準単価（44千円）</p> |
| Q13 | 介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、両方について申請できますか。 | A13 | <p>介護老人保健施設及び短期入所療養介護事業所の両方について申請できます。この場合の申請上限額は、次のとおりとなります。</p> <p>① 本体施設分→本体施設の定員×基準単価（38千円） ② 短期入所施設分→前年度の1月あたりの平均利用者数（小数点以下切り上げ）の定員×基準単価（44千円）</p> |
| Q14 | 1つの診療所において、通所リハ、訪問看護及び訪問リハを実施している場合、サービス種別ごとに上限額（通所リハ分939千円＋訪問看護分518千円＋訪問リハ分227千円＝1684千円）まで申請することは可能ですか。 | A14 | <p>お見込みのとおりです。 ただし、みなし指定事業所は、令和2年1月15日以降に介護報酬の請求実績がある事業所が対象となります。</p> |

| 3 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 | | | |
|---------------------------|--|----|---|
| 質問 | | 回答 | |
| 対象経費 | | | |
| Q1 | 自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、介護サービス提供支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請することは可能ですか。 | A1 | 1つの経費について、 <u>介護サービス提供支援事業の補助上限額と環境整備の助成事業の補助上限額を合算して申請することはできません。</u> |
| Q2 | 1つの経費について、複数の事業所に按分して申請することは可能ですか。 | A2 | 環境整備助成事業では、1つの経費について、 <u>複数の事業所で按分して申請することはできません。</u> ※感染症対策支援事業では、複数の事業所に按分して申請することが可能です。 |
| Q3 | 対象経費の例の「c 換気設備」には、換気ができるエアコン等も対象となりますか。 | A3 | 感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はありません。 |